

平成23年度 償却資産の申告

提出期限は1月31日(月)までです！

会社や個人で事業（製造業・農林業・サービス業・建設業等）を行っている人で、平成23年1月1日現在、阿蘇市内に償却資産を所有している方は、地方税法の規定により、所有状況を1月31日までに申告していただく必要があります。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することの出来る、構築物（舗装路面、門、塀、広告塔など）、機械及び装置（各種加工製造用機械、農業用機械など）、車両及び運搬具（大型特殊自動車など。ただし、自動車税及び軽自動車税の対象となるものについては対象外）、工具・器具、備品（商品陳列棚、パソコン、レジスターなど）があり、資産の多少に関わらず申告が必要です。



○申告方法

償却資産課税台帳および所得税の減価償却費などの資料を基にした申告書を12月下旬に郵送しておりますので、期限までに提出してください。

※新規に事業を開始された方や、償却資産を所有されていて申告書が郵送されなかった方は、阿蘇市役所税務課資産税係まで、ご連絡ください。

○申告書提出期限および提出先

提出期限：1月31日（月）

提出先：税務課または各支所市民係

〈問い合わせ先〉 税務課 資産税係 ☎ 22-3148

内牧防犯灯整備工事のご協力をお願いします

【防犯灯整備工事路線図】



昨年12月から本年3月にかけて、内牧中心市街地（内牧1区・2区・3区・4区・5区・小里）において、老朽化した防犯灯の建て直し工事を行っています。工事期間中は、周辺地権者及び関係者の皆様方に対し、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をよろしくお願いします。

〈問い合わせ先〉 企画振興課 地域振興係 ☎ 22-3169